

九州大学法学部ニュース : 第5号

<https://doi.org/10.15017/17101>

出版情報 : 法学部ニュース. 5, pp.1-8, 2007-11-05. 九州大学法学部広報委員会
バージョン :
権利関係 :



平成19年度オープンキャンパス・千数百人の高校生が熱心に見学



受付風景



挨拶する直江眞一法学部長



◀猛暑の中協力してくれた学生スタッフ



植田信廣教授の研究室で



教室を埋め尽くした高校生

当日のスケジュール

学部長挨拶

法学部ビデオ上映

●「キラリッ青春」

模擬授業

●七戸 克彦教授

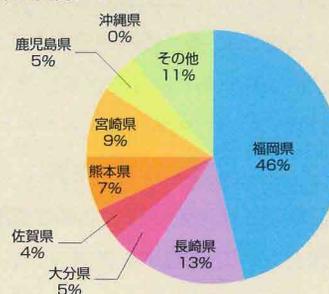
●岡崎 晴輝准教授

キャンパスツアー

教員・学生懇談会

●午前と午後の2部制

高校県別グラフ



アンケート結果

さようなら これからもご活躍を

10月1日付で、大橋洋一教授が学習院大学法科大学院に転出されました。永年のご貢献に感謝すると共に、これからのいっそうのご活躍を祈念します。なお、大橋教授には、本学名誉教授の称号が授与されました。

博多の地で 研究生生活を開始して

大橋 洋一



1988年春に九州大学に着任をし、今年で20年目を迎えました。今秋、学習院大学に移籍いたしますため、一言、ご挨拶させていただきます。この20年間には多くの思い出がありますが、同

時に時の過ぎ去る早さに驚いております。

能力が不足していたために不十分な貢献に止まり、申し訳ない限りですが、主観的には精一杯取り組んだ次第です。大学院を修了してから初めて勤務したのが九州大学ですので、研究も教育も当地でスタートしました。まさに、着任時に近藤昭三教授が「実績のない助教授だね」と笑いながらおっしゃっていた通りでした(同期で着任した和田仁孝助教授(当時)が既に業績を上げて着任されたこととの比較で出たご発言です)。そこで、「法政研究への論文掲載により初めて同僚になった気がする」という手島孝教授のご教示をヒントに、同誌への投稿に心がけました。世代交代期で多くの先生方が還暦を迎えられる時期と重なり、ほぼ毎年刊行される還暦記念号が格好の目標となった次第です。その甲斐もあって、気がつけば、少しばかりの論文を書きためることができました。また、海外に目を向けることの重要性を説かれ、留学を強く進めて下さった故高林秀雄教授には、感謝の気持ちで一杯です。これはほんの一例ですが、同僚の先生方から、折にふれて、研究者のあり方を具体的にご教示頂けましたことは、駆け出しの研究者にとって大きな財産でした。さらに、多くの職員の方々を支えて頂いて、自由にのびのびと活動することができました。素直で能力の高い学生に恵まれたことも、博多の街並みとともに、美しい思い出の一コマです。今まで頂いたご厚意を胸に、新天地でも、九州大学OBを誇りに、本質に迫る研究活動に挑戦したいと思っております。感謝の念とともに、皆様のご健勝をお祈りする次第です。

長い間、本当にありがとうございました。

大橋洋一先生を送る

准教授 原田 大樹

大橋洋一先生は1988年4月にご着任以来、19年半もの長きに亘り九州大学において行政法学の研究と教育に情熱を傾けられました。研究面では、行政法学界に新たな議論の場を創出するご論攷を次々と発表される一方、ドイツ公法学との国際学術交流にも積極的に取り組まれ、ドイツを代表する公法学者が本学で講演する機会を多く設けて下さいました。また教育面では、講義の分かりやすさと緻密さで広く学生から慕われ、大橋先生の講義を聴いて法律学が分かるようになった、法律学を勉強する意欲が湧いたとの感想を語る学部生や法科大学院生が多数いました。



大橋先生の最終講義は、法科大学院における7月17日(火)の講義でした。公共法Ⅲ、応用行政法Ⅱ、基礎行政法の順で最終講義となりましたが、どの教室でも自然と拍手がわき起こり、また講義終了後は先生ご執筆のテキストにサインや激励の言葉を求める学生の長い列ができていました。基礎行政法の授業の最後には、学部大橋・原田ゼミの幹事・前幹事から花束贈呈が行われました。さらに、九州大学ご退職を契機に、学部大橋ゼミ初のOB・OG会が8月12日(日)にホテルオークラ福岡にて開催されました。神戸大学から角松生史先生も駆けつけて下さり、1期から15期(現役生)まで総勢約50名の参加者が集まりました。新しい未解決の課題に取り組む技術を身につけさせるため、大橋先生は学部ゼミ生に対してゼミ論文の執筆を義務付けていました。そこで、OB・OG会からの記念品として、過去14年間のゼミ論文集をハードカバー装丁したものを先生にお贈りしました。

新しい環境における先生のますますのご活躍を祈念させていただくとともに、先生が本学において残された行政法学の研究・教育の伝統を継承・発展させるべく、今後とも努力を続けて参りたいと思っております。

これからよろしくお願ひします。

よろしくお願ひします

10月から国際法の庄司隆一教授が外務省から、地方分権論の溝越明客員教授と前田隆夫客員准教授が西日本新聞社から赴任されました。



庄司 隆一
しょうじりゅういち

10月1日より国際法を教えている庄司です。外務省からこのたび九州大学に2年間お世話になることになりました。数十年実務の世界に身をおいていますと時々大学が懐かしくなることがあります。もう試験勉強はこりこり

ですが、他方、どうも世の中にはもっと知って面白いことがあるいろいろありそうだ、といったことが出てくるのです。若い人たちは、より直截に次の職業を念頭に置いた準備も大事でしょうし、青春といわれるこの時期にしてみたいこともあるでしょう。でもその忙しい中に大学で知的な好奇心を十分発揮させ若さに任せて大いに勉強に打ち込んでみる、教師や同僚と議論する、そんなこともこの時期からできることに思えます。フランスの片田舎のセレストアという町にヒューマンイズム図書館というのがあり訪ねたことがあります。もともと15世紀に幾冊かの当時貴重な本の寄贈があり、はじめはその少数の蔵書から地方に名だたる教育機関が設立されていきます。当時一冊の本の価格がキャデラックどころではなかったそうです。人間の知的な発展も常に先人の知恵・知見を下敷きにしその上にさらにレンガを積み上げていった結果であるのは明らかです。まあ、そこまで意気込まずとも、先人のなした貴重な成果につきこれに自由にアクセスできる機会と時間とインセンティブを大学にいる時間は学生諸君に提供しているわけです。学生諸君と一緒にこれから楽しみながら国際法から見える世界を学んでいきたいと思います。

O F

地域現場の実態を伝えたい

溝越 明

みぞこし あきら

九州を基盤とする西日本新聞社から出向し、客員教授として法学研究院に10月から開設された寄附講座「分権型社会論」を担当することになりました。

この寄附講座は西日本新聞社が1972年に「あすの西日本を考える30人委員会」で「九州自治州構想」を提唱して以来、長年にわたって培ってきた分権取材の蓄積を生かして、これからの九州を担う若い世代の学生に地域現場の実態を伝え、九州が直面するさまざまな地域課題の解決策を探ろうというのが狙いです。

新聞記者歴は38年になりますが、地方自治や地方分権をずっと取材していたわけではありません。警察や裁判所を駆けずり回り、首相官邸や自民党、野党で「永田町政治」の裏舞台も取材しました。環境問題や医療、福祉、原発の問題なども手掛けましたが、こうした取材活動を通して痛感したのは、依然として中央主導で進められている日本の政治、政策決定システムです。

講座では、新聞の連載や特集記事などを教材として活用し、地域主導の分権型社会づくりについて学生たちと議論を交わしたいと考えています。

研究室は旧工学部本館にあり、少し離れていますが、気軽にお訪ねください。飲み物も用意しています。



「地方」にこだわって

前田 隆夫

まえだ たかお

初めて九大キャンパスに来たのは22年前、共通一次試験を受けるためでした。その後、西日本新聞の記者として取材で訪ねることがありましたが、このたび思いがけず、客員准教授として勤めることになりました。「分権型社会論」と題した講座を担当します。

これまで主に政治・行政分野の取材をしてきました。拡散される東京の価値観に背を向け、地方の視座にこだわってきたつもりです。講座を通して、学生たちに「地方を見る確かな目」を持ってもらえればと思っています。九大と弊社が新たに提携・協力関係を結んだのは、双方のリソースを地元・九州にいっそう還元するためです。取材と講義、そして学内の方々との共同調査・研究が融合すると、どんな効果をもたらすのか。未知数ながら、楽しみにしています。

共通一次試験のとき、文系地区の噴水(?)の前で、ある新聞社に写真を撮られました。よくある「試験開始を前に参考書を読み返す受験生」の構図です。そして今、新聞社から派遣され、あの噴水のそばの教壇に立つなんて……。九大と新聞と私、浅からぬ縁があるようです。



法学部3年藤本悠太さん

コンビニで強盗犯を取り押さえ、筑紫野警察署長から感謝状。
本学でも梶山総長から表彰される。

藤本さんは、平成19年4月、太宰府市内のコンビニエンスストアにナイフを持って押し入ろうとした犯人を一喝して取り押さえ、強盗事件の発生を未然に防止したものです。

この功績に対しては、5月25日、福岡県筑紫野警察署長から感謝状が贈呈されています。本学でも、この学生の勇気ある行為をたたえ、また、本学の名誉を著しく高めたことにより、表彰を行いました。



梶山総長と握手する藤本さん 右はゼミ指導の笠原 武朗准教授

法学部の寄附・連繫講義について

出水 薫(教授)

九大法学部では、教育目標を達成するために、外部の機関と連携した講義を開講してきた。マスメディアと連携した講義も、そのひとつだ。現在、法学部で開講されているマスメディアとの連携講義は三つある。開設順に朝日新聞西部本社との連携講義、読売新聞西部本社との連携講義、西日本新聞社との連携講義だ。

朝日新聞西部本社との連携講義は、昨年度の前期から開講された。もともとこの講義は西南学院大学の法学部において開講されていたものだ。受講生を増やそうということで、西南学院大学法学部と朝日新聞西部本社と九大法学部の三者で協議した結果、九大法学部(および他学部)の学生にも開放することに合意し、協定が結ばれた。

この講義は西南学院大学のキャンパスで行われ、受講する九大の学生は西南学院大学まで通わなければならない。一人の講師が一回の講義を担当するいわゆる「オムニバス形式」の講義だ。講師の多くは、朝日新聞社と系列の九州朝日放送の関係者だが、直接朝日新聞社と関連のない地元のフリーペーパーの編集者や、出版編集者が担当する回があるのが特徴でもある。また東京からマスコミ予備校の講師が来校し、新聞社に就職希望の学生の作文指導を行う特別講義も含まれている。さらに受講生の中の成績優秀者で希望する学生は、3週間にわたるインターンシップの機会が朝日新聞西部本社から提供される。

読売新聞西部本社との連携講義も、昨年度から開講され、朝日新聞の講義と交互になるよう、現在のところは後期に開講されている。この講義は読売新聞西部本社と九大法学部の協定にもとづいて開講され、他学部の学生にも広く開放されている。九大法学部の校舎で開講されているので、前記の朝日新聞社の講義よりも受講生は多い。

読売新聞の講義もオムニバス形式の講義だ。読売新聞講義の場合、読売新聞西部本社の新聞記者だけでなく、週刊誌の記者、系列のFBS福岡放送の製作部長、グループの出版社である中央公論

新社の編集者が担当する回もある。さらに読売新聞講義ならではの特色としては、同紙の改憲についての積極的な提言報道について担当者から解説してもらう回もある。また、この講義についても成績優秀者で希望者の中からインターンシップが実施されている。

朝日新聞と読売新聞の両講義におけるインターンシップ制度には、この1年半で20名超の学生が参加している。インターンシップ参加者の中からは両社への就職内定者が出ており、すでに実績を挙げている。就職支援の観点からも評価できるとりくみとなっている。

西日本新聞社との提携は上記二紙との提携講義とは異なる方式をとっている。西日本新聞社と九大法学部の協定にもとづき、いわゆる「寄附講座」というかたちで西日本新聞社が2名の記者を2年半にわたり九大法学部に派遣し、九大法学部は教授・准教授として受け入れるというものだ。このような「常駐型」の提携は、すでに沖縄の『琉球新報』社、『沖縄タイムズ』社との間で、過去10年にわたり続けられてきた。ただ両社からの派遣教員は1年交代であり、今回の西日本新聞社との提携講義のような長期のものは初めての試みだ。

西日本新聞の提携講義は、「分権型社会論」というかたちで、九州地方における分権時代の地域の政策的問題を集中的に扱うところにも特色がある。すでに今年度の後期からゼミ形式で最初の講義が始まっている。次年度以降は、学部の講義だけでなく大学院での講義も予定されている。また派遣教員が常駐するかたちなので、研究面での連携や、その紙面における反映も期待されるところだ。



調印する梶山総長と多田昭重西日本新聞社長

法学部教員の著書 (著者が紹介しています)

『学習コンメンタール刑法』

伊東研祐=松宮李明編(2007年4月)日本評論社・2940円

法学部生及び法科大学院生を対象とした刑法コンメンタール。思い切った枝葉を切り捨て、現在の判例・学説の基本的な傾向を提示することに主眼を置いている。「すべては条文の理解からはじまる」というスローガンのもと、簡潔明瞭な逐条解説が展開される。手元に置いて適時に参照できる手軽な刑法注釈書。(井上宜裕)

『ベーシック税法(第2版)』

岡村忠生=渡辺徹也=高橋裕介著(2007年4月)有斐閣・1995円

所得税法、法人税法、租税手続法について、新しい視点を取り込んでコンパクトにまとめた入門書で、2006年4月の初版に続き、第2版として出版されたものである。

渡辺の担当部分は「第3章 企業への所得課税」(その主たる内容は法人税法)であり、事業体(法人)とその構成員(株主)との取引に対する課税を中心に解説している。第2版では、会社法の制定を受けて、2006年および2007年の税制改正により大きく変貌を遂げた法人税法について、大幅な改訂を行った。(渡辺徹也)

『法整備支援論』

香川孝三=金子由芳編(2007年4月)ミネルヴァ書房・3675円

日本で最初の法整備支援に関する本格的なテキスト。川嶋は、「今後の法整備支援の基本的視座—民事訴訟法を中心として」と題して、救済法的な考察の視角から、ベトナム、インドネシア、中国等における現実の法整備支援等の経験を踏まえて、今後の法整備支援の基本的なあり方について論じている。(川嶋四郎)

『法医鑑定と検死制度』

福島 至編著(2007年5月)日本評論社・6825円

法医学ならびに刑事法学を専門とする実務家と研究者により行われた共同研究の成果である。具体的には、日本の法医鑑定ならびに検死制度の特徴や問題点、ひいてはそのあるべき制度論について、法律学と法医学とのダイアログ(対話)、比較法的研究、そして事例研究を通して説明するものであり、他に類書をみないものとなっている。豊崎は、「理論編 法医鑑定と刑事事実認定」ならびに「事例研究 草加事件」を執筆している。(豊崎七絵)

『刑事司法改革と刑事訴訟法 上巻』

村井敏邦=川崎英明=白取祐司編著(2007年5月)日本評論社・7350円

21世紀における刑事訴訟法のあり方を展望して書かれた論文集です。武内は「少年法と刑事手続」と題する論文を寄せています。

学部学生にとっては難しい内容の書籍だと思いますが、下巻も併せて読んでみれば、刑事訴訟法実務が直面している問題と理論的格闘の状況がよく分かるようになっていきます。刑事訴訟法についてもう一步進んだ勉強をしたいという学生は、是非本書を手にとってみてください。(武内謙治)

『緊急行為論』

井上宜裕著(2007年6月)成文堂・5880円

緊急状況における不処罰事由について、歴史的、比較法的分析を行うものである。緊急避難行為者の不処罰と第三者保護をいかにして両立させるか、緊急状況における客観的不処罰事由と主観的不処罰事由の関係をどのように理解するか等の問題が主に検討されている。緊急避難論に新たな地平を切り開く一冊。(井上宜裕)

『ヴァイマル共和国の光芒—ナチズムと近代の相克—』

田村栄子=星乃治彦編著(2007年6月)昭和堂・5985円

ヴァイマル共和国をナチス「第三帝国」の単なる前史としてみなし、その連続性を強調する近年の日本の研究動向に対する批判を共通の課題とした、6人の専門家からなる共同研究の成果である。10編の論文からなるが、そのなかで熊野は第5章「ヴァイマル・モデルネをめぐる相克」と第8章「共和国救済の最後の選択肢?」を担当した。第5章では、ヴァイマル共和国発祥の地である都市ヴァイマルを事例として、ヴァイマル文化なるものの歴史の実態と歴史的位相について考察した。また第8章では、近年、ヴァイマル共和国救済の最後の選択肢として着目されているシュライヒャー首相の「国家非常事態計画」について取り上げ、これが本当に共和国救済の最後の選択肢となりえたのか否かについて検討を行った。(熊野直樹)

『更生保護制度改革のゆくえ—犯罪をした人の社会復帰のために』

刑事立法研究会編(2007年6月)現代人文社・2625円

本書を編集し、第1章「更生保護制度改革の動向と課題」を執筆した。更生保護制度の在り方を考える有識者会議提言と更生保護法案を批判的に検討し、更生保護対象者との信頼関係を築きながらその生活再建と社会復帰を援助することによって対象者及び社会双方にとって有益な改革の方向を示した。(土井政和)

『取引法の変容と新たな展開』

川井健先生傘寿記念論文集刊行会(2007年7月)日本評論社・10500円

民法の碩学であり、一橋大学元学長の川井健先生の傘寿を記念して出版されたものであるが、川嶋は、「破産債務者による自由財産からの弁済の効力について」、近時言い渡された最高裁判例を、救済法的な考察の視角から、様々な点について、批判的に詳細に論じたものである。(川嶋四郎)

『新しい法人税法』

岡村忠生編(2007年8月)有斐閣・5460円

京都市立大学大学院法学研究科COE研究叢書シリーズとして出版され、企業制度が大きく変容した今日の法人税法の解釈や立法のあり方について新しいアプローチを試みた論文集である。

渡辺の担当部分は、「第3章 三角合併と課税—アメリカ法との比較を中心に」であり、会社法が対価の柔軟化を認めたことによって可能になった三角型の組織再編成を取り上げ、2007年税制改正で導入された課税ルールについて、アメリカ法との比較を通じて、制度の全体的な枠組みや基本的な考え方に関する検討を行っている。(渡辺徹也)

『労働CSR入門』

吾郷眞一著(2007年8月)講談社(現代新書)・756円

CSRは、今後の企業活動にとって避けて通れない課題です。しかし、労働CSRは、本来ILOをはじめとする国際労働基準に規定された法令遵守が基本となるべきで、民間団体の恣意的な基準設定に任せておくわけに行きません。労働CSRのあり方について、グローバル化による名を借りたソーシャルラベリングの弊害を排除し、公正な労働CSR機構の設立を提唱します。(吾郷眞一)

『社会のなかの刑事司法と犯罪者』

菊田幸一=西村春夫=宮澤節生編(2007年9月)日本評論社・9240円

土井は「受刑者の権利保障」について執筆した。適正手続の保障及び自由刑純化論の観点から受刑者の法的地位について論述し、昨年5月末より施行された「刑事施設及び被収容者等処遇法」についても批判的検討を加えた。(土井政和)

南極の暮らし

貝塚地区教務課学生第三係長(法学部担当)の川添昭典さんは、2001年11月から2003年3月末まで第43次南極越冬隊に参加した経験をお持ちです(『九大広報』29号)。その貴重な経験を共有しようと、8月30日午後3時に、法学部大講義室の大きなスクリーンの前に、主に法学部関連の仕事を担当している職員の方たちと教員が集まりました。

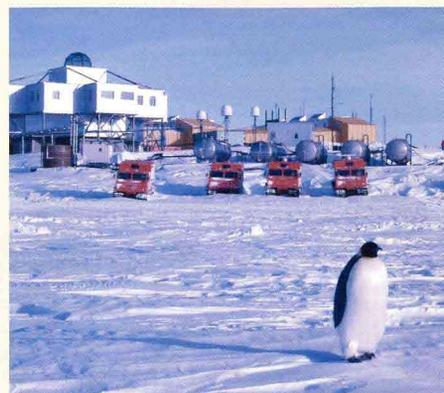
越冬隊員としての日本での訓練から始まって、南極大陸への航路で必ず通過しなければならない暴風圏、そしていよいよ昭和基地でのオトコだけ40人の工夫と苦勞と脅威と驚異とお笑いの一年有余の生活ぶりを、ご自分で記録された多くの映像を通して語っていただきました。

基地の設営はすべて隊員が行うことや、南極の基地での生

活の決め手はコックさんの腕だということ、越冬隊の主業務である気象・地質観測のひとつである氷床掘削の様子、そして南極でしか経験できないブリザードの猛威、マイナス30度での露天風呂、堂々たる体躯で近づいてきたという皇帝ペンギン、高貴な姿のユキドリ、無邪気な表情のアザラシとの邂逅などなど…

例年にない猛暑にさらされた今年の夏でしたが、自然と人間の共生にも思いを馳せながら(折しも前夜は皆既月食)、参加者はひと時の南極体験を堪能しました。

(文責:八谷まち子)



交換留学ニュース

平成19年度は交換留学が活発です。法学部・法学府との交流協定に基づいて4カ国から合計11名の方が留学生として来校され、10月10日現在では次の8名が在籍されています。(3名は8月末に帰国)。キャンパスで、あるいは街中で、見かけたらぜひ声をかけてください。

ヒュー・ワトキンス	Huw Watkins	男、オーストラリア、モナシユ大学
ガオリン	高 琳	女、中国、山東大学
チャン ロンホン	張 栄紅	女、中国、山東大学
トウ リントウ	董 林涛	男、中国、西南政法大学
シャ ヨウ	謝 陽	男、中国、西南政法大学
キシシ	紀 鑫	女、中国、西南政法大学
アンドリュー・フリードマン	Andrew Friedman	男、米国、ニューヨーク大学
ナダヴ ウェグ	Nadav Weg	男、米国、ニューヨーク大学

【帰国者】

(平成19年4月～8月、アイスランド、レイキャビック大学)

ソニア・ビヤルナドットィール Sonja Bjarnadottir (女)
アルナー・セポルソン Arnar Saeporsson (男)
グドゥリドゥール・プラスタードットィール Gudridur Prastardottir (女)

同様に、法学部、法学府の次の方々が、それぞれに個性的で豊かな留学を経験して帰国されました。

植田 葉子	学部、ニューカッスル・アポンタイン大学、イギリス、 大学間協定	舟越 瑞枝	学部、ベレア大学、アメリカ合衆国、大学間協定
土井 千裕	学部、ウプサラ大学、スウェーデン、大学間協定	行時 直也	学部、ミシガン大学、アメリカ合衆国、大学間協定
桑野 貴之	学部、華東政法学院、中国、部局間協定	直村 有己	学府、グラスゴー大学、イギリス、大学間協定
古賀 匡侑	学部、シェフィールド大学、イギリス、大学間協定	羽賀 由利子	学府、パリ大学、ルノー財団奨学生

【留学生担当:八谷まち子】

4 月から9月までの講演会等の記録

講演会: "Real Estate Investment Trust: The Singapore Model" (不動産投資信託: シンガポール・モデル)

日 時: 4月10日(火) 16:40~18:10

場 所: 法学部大会議室

講演者: Tey Tsun Hang シンガポール国立大学法学部准教授

講演会: "Wie sicher lebt man in Deutschland? Fakten zur Kriminalitaetslage und Folgerungen fuer eine wissensbasierte Kriminalpolitik"

(ドイツではいかに安全に暮らしているか? 犯罪状況に関する事実及び学識に基づく刑事政策のための推論)

日 時: 4月11日(水) 15:00~17:00

場 所: 法学部大会議室

講演者: Wolfgang Heinz教授(コンスタンツ大学法学部)

講演会: "UNIDROIT and its Contribution to the Harmonisation of Private and Commercial Law" & "The Cape Town Convention on International Interests in Mobile Equipment: Markets Needs and Legislative Response"

日 時: 7月24日(火) 13:00~14:30

場 所: 法学部大会議室

講演者: ヘルベルト・クロンケ(Herbert Kronke) (ユニドロワ(UNIDROIT)事務局長、ハイデルベルク大学教授)

シンポジウム: 「市民教育を地球規模で考える」

日 時: 7月27日(金) 13:30~17:30

場 所: 法学部大会議室

「英国のシティズンシップ教育: 経緯・現状・課題」

蓮見二郎ケンブリッジ大学大学院生

「グローバル化時代のアイデンティティとシティズンシップ教育」

竹島博之福岡教育大学教育学部准教授

「紛争後社会の再建と市民教育」

小松太郎九州大学大学院言語文化研究院准教授

(主催: 九州大学政治哲学リサーチコア)

第2回九州大・蔚山大法政シンポジウム

日 時: 9月14日、法学研究院大会議室

法学研究院と蔚山大学社会科学大学の第2回法政シンポジウムが「憲法、政治学、労働法の懸案問題と展望」と題して開催された。蔚山大学は韓国の東南部に位置し、有名な古都である慶州にも近い所にある私立大学である。法学政治学関係の教員、学生は必ずしも多くないが、本研究院との学術交流に熱意を持って取り組んでいる。今回は、昨年蔚山大学でのシンポジウムに続く第2回目であったが、十数名の参加者を得て、日韓における憲法改正論、東北アジア情勢の政治分析と日本2007年参議院選挙分析、蔚山労働運動史と日本の労働審判制度をめぐり、和やかな中にも熱心な質疑が交わされた。懇親会の席上でも日韓の社会状況について活発な議論が継続し、親睦が深められた。(土井記)

法 学部独自の企業説明会

11月26日(月)4限~

野村證券・JR西日本

11月28日(水)4限~

キャノン・みずほフィナンシャルグループ

11月29日(木)4限~

日立製作所・三井住友海上火災保険

12月1日(土)11時~

NEC・三菱重工業・住友信託銀行・

JFEスチール・トヨタ自動車・三菱商事

12月8日(土)11時~

東芝・NTTデータ・住友商事

法学部に即した企業の要望、情報を親しく摂取できるチャンスです。就職を考えている学生諸君は是非参加してください。詳しくはポスター・チラシ・法学部HP「お知らせ」で。



＜模擬裁判レビュー＞

10月13日に法科大学院法廷教室にて、法学部一年生による、「Law and Practiceセミナー」(L & Pセミナー)模擬裁判が開催されました。この模擬裁判は、毎年一度、一年生の法学学習の一環として、実務家の先生方のご指導を得つつ、継続して行われてきたものです。今年度も、弁護士の池田耕一郎先生を中心に、4名の弁護士の先生方が、総勢50名余の一年生を、原告、被告、裁判官、証人のチームに分けて、ご指導していただきました(陪審員チームは、教員が指導担当)。模擬裁判の準備は6月から始まり、夏休みを挟んで、学生たちは、自ら弁護士の先生方の事務所にアポイントメントをとるなど、熱心に事前準備を行いました。

当日は、笠原武朗准教授の司会の下、13時より模擬裁判が開始されました。題材は民事訴訟で、連帯保証債務履行請求事件という、なかなか複雑な事件です。事件の真相は、証人チーム以外には誰にも知らされず、勝敗の行方は誰にもわかりません。模擬裁判とはいえ、まさに真剣勝負の弁論活動が繰り広げられました。

訴訟手続は、4名の証人尋問、当事者尋問を中心に展開しました。原告、被告チームは、最初こそ尋問の手續に戸惑っていた様子ですが、尋問も後半になると徐々に熱がこもり、「異議あり！」の声が、たびたび法廷教室に響きました。

口頭弁論は3時間余りで終了し、そのまま別室で、裁判官チームが一時間以上合議を重ねた末、判決を起案し、言渡しを行いました。弁論活動の小さな要素の積み重ねが、全体の結論を左右した、微妙な事件でした。判決言渡し後に、弁護士の先生方から講評をいただき、その中では、「かつて司法研修所で経験した模擬裁判と比べても、遜色ない」などの、お褒めの言葉もいただきました。

模擬裁判終了後は、大学生協文系食堂にて、弁護士、学生を交えての懇親会が開かれました。皆大いに盛り上がり、全員が一言ずつ裁判の感想を述べて、会は盛況のうちに幕を閉じました。

法学部生が、一年生という早い段階で、第一線で活躍される実務家の先生方のご指導を受けながら、ハイレベルな模擬裁判を自ら作り上げてゆくことは、今後の法学の学習や、将来の進路を考える上でも、貴重な経験となったと思います。ぜひ、この日の感動や情熱を忘れず、今後も学習に励んでいただきたいと思います。

(文責:上田 竹志)



証人チーム



編集 後記

今年は記録的な猛暑でした。その最盛期にオープンキャンパスが開催されましたが、ボランティアの学生諸君の大活躍で、訪れた高校生も、本学法学部への志望をいっそう固めたことと思います。

本号についても、寄稿していただいた教員、写真を提供していただいた研究補助室、事務の皆様へ改めて感謝します。お気づきの点は遠慮なくご指摘ください。

(大橋 将 ohashi-sho@law.kyushu-u.ac.jp)